会議名 平成28年度第1回ニセコ町国民健康保険審議会議事録

 開催日
 平成28年12月12日
 会議時間
 開会 AM PM 3:00

 閉会 AM PM 4:00

会議場所

記録者

ニセコ町役場 議員控室

保健福祉課保険医療係主事 谷井彩乃

出席者

審議会委員:前田委員・平松委員・久保委員・佐竹委員・平島委員

ニセコ町役場: 片山町長 (挨拶・諮問のみ)・芳賀税務課長・折内保健福祉課長・

尾崎保険医療係長・谷井保険医療係主事

欠席者

荒木委員

会議日程

(1) 開会(進行:折内課長)

- (2) 町長挨拶(挨拶・諮問のあと公務により退席)
- (3)会長挨拶(前田会長)
- (4)議事(尾崎係長から議案および資料等説明)
- (5) 質疑(下記参照)
- (6) まとめ(諮問どおり承認)

会議内容

1) ニセコ町国民健康保険税の税率について

1 現状

- ① 国民健康保険制度を取り巻く社会環境は大きく変化しており、医療技術の高度化等による医療費の増加、高齢化の進展や景気低迷、雇用悪化等の影響から高齢者、低所得者の加入割合の増加など、構造的問題を抱えており、国保の財政運営は非常に厳しいのが現状です。本町では、平成22年度まで加入者の負担を抑制するため、基金を取り崩すなどして対応を図ってきましたが、その基金も底をつき、平成23年度より一般会計からの法定外繰入金を予算化しなければならない財政運営となっています。
- ② 国民健康保険税について、平成28年度ニセコ町では、資産割、均等割、世帯割とも後志管内及び山麓平均を上回り、所得割は後志管内平均を下回るが、山麓平均を上回っています。
- ③ 後志国保のすがたによるとニセコ町の平成26年度の1人当たり医療費は、後志 管内20市町村中、高額な順から20番目(最も低い)の234,859円であり、 医療費が最も高い市町村は408,133円となっています。 1人当たりの賦課保険税は、20市町村中、高額な順から6番目の75,360円 で、最も高額な賦課は97,046円、最も低額な賦課は53,547円です。
- ④ 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する 法律」が平成27年5月27に可決され、国民健康保険改革に関し、平成30年度 から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の 確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化することとしています。あ わせて、将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標 準保険料を提示します。第1回の試算結果が北海道から公表されましたが、今後、 検討と精査が進められていきます。市町村は都道府県の示す標準保険料率を参考 に、実際の算定方式や保険料率を定め、保険料を賦課・徴収します。

2 今後の国民健康保険税の考え方

医療給付費の推移や国保会計の状況も鑑み、平成29年度国民健康保険税率については、平成28年度の据え置きとし、平成29年度にかけて確定される標準保険料率を参考とし、二セコ町の経済、生活実態にも配意しながら、平成30年度からの保険税率を検討、決定していきます。また、後志広域連合加入町村及び後志管内市町村の動向を注視することとします。

【参考資料】

(1) 医療給付費と財源不足額の推移

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
療養給付費等	411, 488	427, 418	423, 687	379, 921	350, 389	395, 395
財源不足額	基金 6, 100 任意 0	基金 500 任意 9,600	基金 0 任意 47,000	基金+6,000任意 0	基金+13,000 任意 0	基金 9,500 任意 21,300

単位:千円

単位:円

- ※1) 28 年度分の医療費等は、4 月~10 月まで実績、11 月以降は前年度実績により推計 2) 財源不足額=基金繰入金+任意繰入金 (H28 予算ベース)
- (2) 一人当たりの診療に要した費用額(入院、入院外、歯科)の推移 単位:円

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
ニセコ町	269, 676	264, 142	235, 044	253, 852	256, 617	234, 859
管内町村	280, 808	296, 462	294, 526	323, 565	328, 602	336, 398

※1) 資料:後志国保のすがた

2) 平成 20 年度より老健制度から後期医療制度へ移行

(3) 一般医療分にかかる一人当たりの保険税賦課状況の推移

The state of the s						
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
ニセコ町	56, 330	57, 335	65, 764	65, 481	70, 307	75, 360
管内町村	69, 677	66, 879	66, 971	62, 350	61, 931	61, 717

※1) 資料:後志国保のすがた

【諮問事項】平成29年度国民健康保険税率の条例本則税率を据え置きとする。

<基礎課税分>

所得割 8.3% 資産割 64% 均等割 22 千円 平等割 28.5 千円

<後期高齢者支援金等課税分>

所得割 2.1% 資産割 16% 均等割 5.6 千円 平等割 7 千円

<介護納付金課税分>

所得割 2.2% 資産割 3% 均等割 9.7千円 平等割 9.7千円

【質疑】

- 委員 今後介護報酬の改定もあり、健全な運営をお願いしたい。また、平成29年度に ついては説明にもあったように赤字決算とならないのであれば、そのまま保険料 を据え置きでいいと思う。平成29年度の動向を見ながら平成30年度からどの ように保険料率を設定するかということについてはじっくり考えていただければ よい。
- 委員 医療費が低くなっているとのことだが、ニセコの転入者で病院と縁遠い若い世代 が増えているというのが要因なのか。
 - ⇒ 転入で若い世代の方は社会保険に加入している場合が多く、そもそも国保ではないことが多い。それよりは、役場のほうでも検診・予防医学・健康づくりに力を入れていることもあるので、その成果が現れているのではないか。

委員 都道府県化されたときは全市町村が同じ税率になるのか。

- ⇒ そうではなく、道が示した税率で市町村ごとに道へ納める金額が決まるので、 それをもとに各市町村で税率を調整する。現段階で、道が出しているモデルケースによれば例年通りのやり方で対応ができそうだが、あくまでモデルケース のため、今後どうなるかは実際に精査された数字が道から示されなければわからならない。
- 会長 以上、現状や今後の状況からみて、平成29年度については、諮問の保険税率据 え置きについては了承という意見でよろしいか。

各委員 はい。

会長町に対し保険税の据え置きを承認する旨回答する。

以上。